

# 知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2025・1・10

## 謹賀新年



令和7年元旦

# 新春展望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

## AIが社会に対して巨大なインパクトを与える時代

昨年のノーベル物理学賞受賞者は、人工知能(Artificial Intelligence、以下「AI」と表示します。)技術の中核を担う「機械学習」の基礎になる手法を開発した、ジョン・ホップフィールド教授(米国 プリンストン大学)と、ジェフリー・ヒントン教授(カナダ トロント大学)でした。

また、ノーベル化学賞受賞者は、物理学賞受賞者のホップフィールド教授とヒントン教授が開発した深層学習を活用してたんぱく質の構造予測技術を開発した、デイビッド・ベイカー教授(米国 ワシントン大学)と、デミス・ハサビス氏、ジョン・ジャンパー氏でした。

ハサビス氏、ジャンパー氏が所属するグーグル・ディープマインド社(英国)は米国のIT企業グーグルの親会社であるアルファベットの傘下にあります。アルファベット社はAIを駆使した囲碁のコンピューターソフト「AlphaGo」(アルファ・ゴ)を開発し、2016年に、当時世界トップクラスの韓国人棋士との対局で勝利してAIの可能性を世界に示した企業として日本でも知られています。

ノーベル賞の自然科学部門は生理学・医学、物理学、化学の3分野です。この中で、物理学賞がAIの開発に携わった2人に、化学賞もAIを使ったたんぱく質の構造予測技術を開発した研究者に贈られたことは、AIが現代社会に与えるインパクトの巨大さを世界に示すものとなりました。

## 日本におけるAI関連発明の特許出願

昨年10月、特許庁は日本における「AI関連発明の出願状況調査」を公表しました。

近年、深層学習(ディープラーニング)を中心に、AI関連の技術がめざましい発展をみせ、AI関連の特許出願が技術分野をまたがって増加していること、今後もAI関連の技術開発や特許出願が多数見込まれることから、日本国内外におけるAI関連出願の現況を明らかにする、として調査結果を公表したものです。2019年7月に公表していた調査結果が、2021年までの

出願データをもとにして昨年10月に更新されました。

AI関連発明の出願件数は2014年以降急激に増加しているということで、2022年は、全体の特許出願件数が29万件程度であるところ、約10,300件がAI関連発明の出願であったと公表されました。

特許庁が付与している技術分類で物理学(G)の、計算または計数(G06)の分野で、特に、「特定の計算モデルに基づく計算装置」という技術分類(G06N)が付与される発明を「AIコア技術」とすると、この分野が3,000件程度であったということです。

これに続いて「画像処理・認識」、「ビジネス」分野の特許出願が多く、情報検索、医学診断、材料分析、ヘルスケアインフォマティクス、等々、AI技術の適用先は拡大傾向にあるとされています。

また、深層学習の中でもとりわけChatGPT等の「生成AI」が今後のAI関連発明の動向に対して影響を与える可能性が指摘されました。

## 我が国社会におけるAIの急速な利用拡大

我が国は高齢化社会の進展、労働人口減少などの社会的な課題に直面しています。デジタル化及びAIの活用は、一人ひとりの創造性や生産性を向上させ、産業構造の転換を図りながら産業・企業の競争力、社会の活力を高めること、更に、人々の健康的な生活を支えることに役立つと考えられています。

定型業務における情報検索、データ・文章・書類作成などで従来から取り込まれていた効率改善にとどまらず、より高度な売上分析、顧客情報分析、経営判断のアシスト、顧客対応の自動化、等、AIの活用は急速にその用途を広げています。

AIを活用することで、女性をはじめとした幅広い生産年齢人口の就業率向上、シニア層の労働力の活用を図ることが期待されています。

製造業、建設業、農業、介護・福祉部門のように、労働力不足が課題とされている分野でもAIを活用することで、このような課題に立ち向かうことが考えられます。

我が国は、従来からロボットが様々な生産現

場、作業現場に投入され、活用されてきたロボット大国です。今後、AIを活用することで、様々な場面での生産効率、作業効率の一層の向上が期待されます。

医療分野でのAIを活用した新たな検診・診断技術の開発、介護・福祉部門での介護支援ロボット等へのAI活用、農作業でのAIを活用したロボットによる作物の収穫・選別作業、等、製造業、小売業、サービス業、金融業や、公的な事業部門など、社会、産業のあらゆる分野でAIの活用が広がりがつつあります。

日本全国、産業分野・業種・職種の相違、企業規模などにかかわらず、AIを活用することで効率の向上、コスト削減などを期待できると

考えられます。

### 新しいチャレンジに乗り出す時代

各種の産業・企業の様々な場面で日頃から使用している電気機器・装置の中にも、既に、私たちが意識していない間に、AIが活用されて、その機能・性能の改善・向上が図られているものが多数あります。

生産性の向上、経済の成長、社会的な様々な課題への取組みにAIという新たな技術が適用される時代になりました。

このような時代の風を受けながら、新しいチャレンジを始める一年にしたいものです。

以上

## 特許庁と中小企業庁が連携 中小の知財経営の支援強化

経済産業省は、中小企業・スタートアップの知財経営支援のため、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、日本弁理士会、日本商工会議所が連携した「知財経営支援ネットワーク」に中小企業庁を加え、支援体制を強化したと発表しました。

中小企業庁の参加により、中小企業庁の「知財Gメン」との情報共有を促進し、中小企業等の知財取引の実態把握を強化します。

また、「よろず支援拠点」とINPIT知財総合支援窓口、日本弁理士会の各地域会、商工会議所の経営指導員などが共に協力し、中小企業が抱えるさまざまな経営課題の解決に向けて、知財面も含めたシームレスで質の高い支援を提供するとしています。

## 「海賊版サイト」をAIで検知 新対策システムを構築へ

■文化庁■

文化庁は、日本の漫画やアニメを無断でネット上に掲載する「海賊版サイト」の被害を防ぐため、サイトに掲載された画像などをAIを使って検知する新たなシステムの構築を目指す方針です。

海賊版サイトによる被害額は推定で年間2兆円に上ると推計され、深刻な事態となっています。そのため、文化庁では、より実効性の高い対策を進めるため、AIを使った検知システム

を構築することを決めました。関連の事業費として今年度の補正予算案に約3億円を計上しました。

具体的には、海賊版サイトのレイアウトや広告、出版社から提供を受けたコンテンツの画像などの情報をAIに学習させ、自動的にサイトを検知するシステムの開発を進めるほか、検知されたコンテンツについて権利者が削除申請の手続きをスムーズに行える仕組みの構築を目指しています。

## 意匠権が切れた商品デザイン 不正競争訴訟で中国企業に勝訴

■カシオ計算機■

カシオ計算機は、「G-SHOCK」の類似品を作った中国の企業2社に対し、不正競争を争う裁判で勝訴したと発表しました。

同社によると、広東省最高裁判所は、中国企業2社が「G-SHOCK」の類似デザインを許可なく使って消費者を混同させたと判断。不正競争行為に当たるとして、損害賠償金300万元（約6500万円、1元21円で換算）の支払いを中国の企業に命じました。

問題となったのは、「G-SHOCK」の「GA-110」シリーズの商品デザインです。「GA-110」は、中国内では2010年に発売し、16～20年の間、中国の「G-SHOCK」全体の売り上げのなかで1位でした。

一方、意匠権が19年に満了したことを受け、同社は「GA-110」の類似品をめぐる、意匠権ではなく不正競争防止の観点から中国企業2を提訴。裁判では、「GA-110」のデザインが「一定の影響力を持つ商品の装飾」と認められました。

# 審 決 紹 介

本願商標「JAPAN-BRAND FUN」は、商標法第4条第1項第6号に該当すると判断された事例（不服2023-5754、令和6年8月8日審決）

## 第1 手続の経緯

本願は、令和3年10月22日の登録出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。  
令和4年3月28日付け：拒絶理由通知書  
令和4年7月22日：意見書の提出  
令和5年1月5日付け：拒絶査定  
令和5年4月10日：審判請求書の提出

## 第2 本願商標

本願商標は、「JAPAN-BRAND FUN」の文字及び記号を標準文字で表してなり、第35類に属する別掲のとおり役務（※別掲1）については記載省略、指定役務は各種商品の小売等役務他）を指定役務として登録出願されたものである。

## 第3 原査定中の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、その構成中に「JAPAN-BRAND」の文字を含んでなるところ、「JAPAN BRAND」とは、「中小企業庁が地域の産品をブランド化し海外の市場を生み出していくために、その育成支援を実施している産品の名称」として使用しているものであって、本願商標構成中の「JAPAN-BRAND」の構成部分は、これに類する表示であって相紛らわし、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する著名な標章と同一又は類似するものと認められた。したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第4条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 第4 当審の判断

1 商標法第4条第1項第6号の趣旨  
商標法第4条第1項第6号は、同号に掲げる標章を一人に独占させることは、同号所定の団体の信用や権益を損ない、国際信譽に反することから、これを不登録事由としたものと解される（知財高裁平成29年（行ケ）第10208号、平成30年4月11日判決宣示）。

2 本願商標の商標法第4条第1項第6号該当性について  
(1) 「JAPAN BRAND」の文字が「公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章」であることについて

「JAPAN BRAND」(「BRAND」を片仮名で表記したものを含む。)の文字は、別掲2（※記載省略）のとおり、経済産業省中小企業庁において、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組を支援し、地域中小企業が海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的として2004年から使用されているものであり、かつ、公益事業の名称を表示する語として、多数の新聞記事及びインターネット情報等に継続的に取り上げられ、広く情報発信されてきたものである。

また、経済産業省中小企業庁は、当該補助事業等を実施するにあたり、別掲3（※記載省略）のとおり、補助事業等に対象事業者で使用されているロゴマークを作成しており、当該「JAPAN BRAND」のロゴマークについて、「JAPAN BRAND」のブランド要素による統一感のある訴求によって、地域中小企業をはじめ、消費者や市場、さらには広く社会に向けての情報発信力を高めることを目指し、「JAPAN BRAND」ロゴマーク等使用規約」を規定し、「JAPAN BRAND」のブランドロゴマーク等を使用するに際して、遵守すべき事項を定めている。

そうすると、「JAPAN BRAND」の文字は、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であり、かつ、一般に広く知られている著名な標章と判断するのが相当である。

(2) 本願商標と「JAPAN BRAND」の標章（以下「引用標章」という場合がある。）の類似について

### ア 本願商標の構成について

本願商標は、「JAPAN-BRAND FUN」の文字及び記号を標準文字で表してなるところ、冒頭からの「JAPAN-BRAND」の部分は、経済産業省中小企業庁が、補助事業等に対象事業者で使用されている「JAPAN BRAND」とその文字部分において文字構成を同じくするものであるから、当該部分は、着者に対して強く支配的な印象を与えるものといえる。

そうすると、本願商標の構成中、「JAPAN-BRAND」の部分、が、強く支配的な印象を与えるといえるから、これを要部として抽出し、当該構成部分のみを引用標章と比較して商標の類似を判断すると許されるというべきである。

### イ 本願商標と引用標章の類似について

本願商標の要部である「JAPAN-BRAND」の文字と引用標章とを対比すると、「-（ハイフン）」の有無はありつつも、いずれも「JAPAN BRAND」の文字からなる点で外観が類似しており、また、「ジャンブランド」の発音が生じる点で、発音も同一である。さらに、本願商標の要部及び引用標章は、ともに「経済産業省中小企業庁において、世界に通用するブランド力を目指す取組を支援し、地域中小企業が海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とした補助事業等の総称」の概念が生じることから、観念が同一である。

したがって、本願商標と引用標章は類似するというべきである。

### (3) 小括

以上によれば、本願商標は、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名な「JAPAN BRAND」と類似の標章である。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に該当する。

## 3 請求人の主張について

請求人は、本願商標「JAPAN-BRAND FUN」は、欧文文字を横一連に標準文字で書いたものであるが、「JAPAN-BRAND」の文字及び記号部分と「FUN」の文字部分を結合したものであると容易に理解することができ、この「JAPAN-BRAND」の文字及び記号部分は、「日本の商標」の意味合いであり、「Japan Brand」もしくは「Japan Brand」と他の語との結合した構成で一般に使用されているところから、識別力が極めて弱い部分であり要部として認定するのは不当である旨主張する。

しかしながら、前記2のとおり、「JAPAN BRAND」の文字は、経済産業省中小企業庁において、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組を支援し、地域中小企業が海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とした補助事業等の総称及びそのロゴマークを認識させるものであり、本願商標における「JAPAN-BRAND」の部分は、着者に対して強く支配的な印象を与えるものといえるから、請求人の主張は、採用することができない。

## 4 まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第6号に該当するから、これを登録することはできない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標（別掲）は、商標法第3条第1項第6号及び同法第4条第1項第16号に該当しない、と判断された事例（不服2023-21795、令和6年10月23日審決）

## 1 手続の経緯

本願は、令和4年10月26日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和5年5月25日付け：拒絶理由通知書  
令和5年7月12日：意見書の提出  
令和5年9月19日付け：拒絶査定  
令和5年12月22日：審判請求書の提出



## 2 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成よりなり、第28類「釣具、釣り用擬似餌、ルアー、釣り用ルアー、浮き（釣具）、電子浮き（釣具）、釣り用やな（やな）、釣り用浮き、釣り用てくす、釣り糸、リール、釣り用リール、釣りざお」を指定商品として登録出願されたものである。

## 3 原査定中の拒絶の理由の要点

本願商標は、「IKA 7」の欧文文字を左横書きしてなるところ、その構成中の「IKA」の文字は、指し商品との関係において、「鳥獣釣り用の商品」であることを示すものと認められ、数字は、商品の品番、等級等を表示する記号、符号として一般に使用されているものである。

そうすると、「IKA 7」の文字からなる本願商標をその指定商品に使用するときは、これに接する需要者は、該文字を、商品の品番、等級等が「7」である「鳥獣釣り用の商品」であることを示したものと認識するとともに、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものというの相当であり、商標法第3条第1項第6号に該当する。また、本願商標を本願指定商品中「鳥獣釣り用の商品」以外の商品に使用するときは、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあるため、本願商標は、商標法第4条第1項第16号に該当する。

## 4 当審の判断

本願商標は、別掲のとおり、セリフ付きの斜めに傾けた書体で表した黒色の「IKA」の欧文文字と、セリフ付きの斜めに傾けた書体で白抜きされた「7」の数字を結合してなるところ、欧文文字と数字は、やや数字部分が大きいもの、ほぼ同じ大きさで、僅かなスペースを介して近接してバランスを取って表示されており、本願商標は、構成全体として視覚上まとも良く、特徴あるデザイン化がなされているとの印象を与えるものである。そして、本願商標の構成文字に相当する「イカセブン」「アイケイセブン」「イカナナ」等の各称呼も冗長とはいえないものである。

また、本願商標の構成文字中の「IKA」の欧文文字自体は一般的な辞書等に掲載がなく、指定商品の業界において、「IKA」の文字が商品の用途を表示して広く一般に使用されている事実も見え、さらに、白抜きされた数字が品番、型番として多数使用されているような事情も見いだせず、指定商品の業界において、商品の用途を表示する「魚の名前」の欧文文字表記と、商品の品番、等級等としての数字が組み合わされ、広く一般に使用されているとの事実も見え、

そうすると、本願商標は、これに接する取引者、需要者が、単に商品の用途を表示するものとの品番、等級等としての数字の組合せを認識するといいうべきであり、全体として視覚上まともよい印象を与える、一種の造語からなる標章と認識するといえるべきであり、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るとも認定、判断するのが相当である。

また、本願商標は一体の造語であって、商品の用途を直接的に表示する標章とはいえず、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

# お し ら せ

## ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和40(1965)年	商標登録第 677319号～第 679894号
〃 50(1975)年	商標登録第1123101号～第1129093号
〃 60(1985)年	商標登録第1775922号～第1787296号
平成7(1995)年	商標登録第2707601号～第2708398号
平成7(1995)年	商標登録第3048102号～第3056799号
平成17(2005)年	商標登録第2724385号
平成17(2005)年	商標登録第4868014号～第4875487号の2
平成27(2015)年	商標登録第5768317号～第5775065号

各年の6月1日～6月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

## ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和4年2月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは1月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

## ●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和6年10月分	26,513	14,092
前 年 比	118%	103%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。